

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状に関する事務の委託	(消 防 課)	一
○液化石油ガス設備士免状に関する事務の委託	(同)	一
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会政策課)	二
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(同)	二
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	二
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(同)	三
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	(同)	三
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(障害福祉課)	四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(二件)	(同)	四
○認証食品の認証	(食産業振興課)	四
○道路の区域変更	(道 路 課)	四
○道路の供用開始	(同)	四
○水害予防組合の廃止	(河 川 課)	五
○港湾計画の変更の概要	(港 湾 課)	五
○宮城県総合運動公園(宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート		

ページ

及び合宿所並びにその周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場)の使用に係る使用料の徴収事務の委託 (教育庁スポーツ健康課) 六

○宮城県宮城野原公園総合運動場(宮城球場及び駐車場以外の施設)及び駐車場の西側に隣接する国有地の使用に係る使用料の徴収事務の委託 (同) 六

○宮城県第二総合運動場(宮城県仙南総合プール及び宮城県長沼ボート場以外の施設)の使用に係る使用料の徴収事務の委託 (同) 六

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (情報政策課) 七

○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 九

選挙管理委員会

○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示 九

収用委員会

○多田川古川米袋二号事件審理の中止 一〇

告 示

○宮城県告示第三百五十号

高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二十九条の二第一項の規定により、高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状に関する事務を次のとおり委託したので、高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号)第八条第二号の規定により公示する。
平成二十九年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

委託先の名称	免状交付事務の内容	免状交付事務を処理する場所	委託期間
高圧ガス保安協会	高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状の交付及び再交付に関する事務	東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百五十一号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)第三十八条の四の二第一項の規定により、液化石油ガス設備士免状に関する事務を次のとおり委託したので

で、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号）第七條第二号の規定により公示する。

平成二十九年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

委託先の名称	免状交付事務の内容	免状交付事務を処理する場所	委託期間
高圧ガス保安協会	液化石油ガス設備士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務	東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百五十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十九年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七二二〇一三四二	ヘルパーステーション・サンガ 柴田郡大河原町東三十九番八	株式会社グリーン企画	平成二十九年二月一日

二 訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四六〇二九〇二〇八	よつばPlus訪問看護ステーション 石巻市渡波地区被災市街地復興土地区画整理事業地内三十三街区	医療法人仁泉会	平成二十九年二月十五日

○宮城県告示第三百五十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六條第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十九年四月七日

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
〇四七〇二〇二八九六	愛さんさん居宅介護石巻市大街道南四丁目六番二十号	愛さんさんビレッジ株式会社	平成二十九年二月一日
〇四七二二〇一三五九	ケアプランセンター・サンガ 柴田郡大河原町東三十九番八	株式会社グリーン企画	平成二十九年二月一日
〇四七二四〇〇八〇三	在宅介護サポートセンターともケア 巨理郡巨理町吉田字原二百四十七番地十九	合同会社みらい介護	平成二十九年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第三百五十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十九年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護予防訪問介護	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
	〇四七二二〇一三四二	ヘルパーステーション・サンガ 柴田郡大河原町東三十九番八	株式会社グリーン企画	平成二十九年二月一日

二 介護予防訪問看護

介護予防通所介護	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
	〇四六〇二九〇二〇八	よつばPlus訪問看護ステーション 石巻市渡波地区被災市街地復興土地区画整理事業地内三十三街区	医療法人仁泉会	平成二十九年二月十五日

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日

○四七二二〇二二七五	りつわフローラル 栗原市栗駒岩ヶ崎茂庭町四 十三番地	株式会社リツワ	平成二十九年 一月十五日
○四七二二〇二〇四二	デイサービス笑みの園 地十一 栗原市若柳川南堤通十八番	株式会社笑みの園	平成二十九年 二月一日
○四七二二〇二〇五九	デイサービス大東 栗原市一迫大川口大東七十 四番地	株式会社ループ	平成二十九年 二月十五日

○宮城県告示第三百五十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十九年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇二二三七	石巻市社協ホームヘルパー センター河南桃生 石巻市前谷地字黒沢前三十 五番地	社会福祉法人石巻市社会 福祉協議会	平成二十九年 一月三十一日
○四七一四〇〇七三九	ウエック東松島ケアステー ション 東松島市矢本字大林十四番 地	株式会社ウエルシスパ トナーズ	平成二十九年 二月二十八日
○四七二七〇二二七五	Plus One ケアステー ション 富谷市日吉台二丁目二十四 番地十七フイラ大富一〇三 号	Plus One Care 株式会社	平成二十九年 二月二十八日

二 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇一五四二	イオンスーパーセンター石 巻東店 石巻市流留字七勺一番地一	イオンスーパーセンター 株式会社	平成二十九年 一月三十一日
介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日

○宮城県告示第三百五十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業

者から次のとおり廃止する旨届出があった。
平成二十九年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇二八五四	愛さんさん居宅介護石巻 石巻市駅前北通り一丁目五 番六号	愛さんさん宅食株式会社	平成二十九年 一月三十一日
○四七一四〇〇一七六	訪問介護事業つくし 東松島市牛網字平岡三十四 番地	合資会社つくし	平成二十九年 二月十五日
○四七二七〇二二八三	Plus One Heart 富谷市日吉台二丁目二十四 番地十七フイラ大富一〇三 号	Plus One Care 株式会社	平成二十九年 二月二十八日

○宮城県告示第三百五十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サ
ビス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十九年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号 ○四七〇二〇二二三七	石巻市社協ホームヘルパー センター河南桃生 石巻市前谷地字黒沢前三十 五番地	社会福祉法人石巻市社会 福祉協議会	平成二十九年 一月三十一日
○四七一四〇〇七三九	ウエック東松島ケアステー ション 東松島市矢本字大林十四番 地	株式会社ウエルシスパ トナーズ	平成二十九年 二月二十八日
○四七二七〇二二七五	Plus One ケアステー ション 富谷市日吉台二丁目二十四 番地十七フイラ大富一〇三 号	Plus One Care 株式会社	平成二十九年 二月二十八日

二 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七二五〇〇二七二	ダイケアサポートはつらつ大崎市古川駅東三丁目一番三十二号	有限会社オリオン福祉サービス	平成二十九年二月一日
〇四七一四〇〇七四七	ウエックデイサービスセンター東松島 東松島市矢本字大林十四番地	株式会社ウエルシパートナリーズ	平成二十九年二月二十八日

三 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
〇四七〇二〇一五四二	イオンスーパーセンター石巻東店 石巻市流留字七勺一番地一	イオンスーパーセンター株式会社	平成二十九年一月三十一日

〇宮城県告示第三百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十九年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一〇五〇〇三四二	訪問看護ステーションからくわ 気仙沼市唐桑町石浜二百八十二番地三	重度訪問介護	社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会	平成二十九年四月一日
〇四一〇五〇〇二八四	ヘルパーステーションもとよし 気仙沼市本吉町津谷松岡百六番地	重度訪問介護	社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会	平成二十九年四月一日

〇宮城県告示第三百五十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十九年四月七日

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇五〇〇五六五	オレンジフラッグ 気仙沼市三日町二丁目二番十五号	就労移行支援	特定非営利活動法人ネットワークオレン	平成二十九年四月一日

〇宮城県告示第三百六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十九年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一二六三〇一〇五	みんなの家 宮城県利府町利府字八幡崎六十三番一	短期入所	特定非営利活動法人さわおとの森	平成二十九年四月一日

〇宮城県告示第三百六十一号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十九年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
一〇二十	しそ巻き (みそ)	株式会社はなやか	株式会社はなやか 菜園レストラン野の風	遠田郡美里町字練牛十四号二

二 認証年月日

平成二十九年三月三十一日

〇宮城県告示第三百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北
木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 塩釜七ヶ浜多賀城線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
宮城県七ヶ浜町花測浜字金色一番一地先から 同郡同町花測浜字金色一番一地先まで	前	二二・七	二二・〇	二六・一 三五・一	三九・四	三九・四	三九・四
	後	二二・七	二二・〇				

○宮城県告示第三百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北
木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩釜七ヶ浜 多賀城線	宮城県七ヶ浜町花測浜字金色一番一地先から 同郡同町花測浜字金色一番一地先まで	平成二十九年 四月七日

○宮城県告示第三百六十四号

水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により、水害予防組合を次の
とおり廃止したので、同法第十六条の規定により告示する。

平成二十九年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称 品井沼水害予防組合

二 事務所の所在地 宮城県松島町高城字婦命院下一十九番地の一

三 廃止した日 平成二十九年四月七日

○宮城県告示第三百六十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定により、仙台塩釜港港湾計画の
変更の概要を次のとおり告示する。

平成二十九年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 港湾計画の変更の概要

- 1 小型船だまり計画
変更する施設

仙 台		港 区 名		変 更 計 画		既 定 計 画			
栄		地区名		種 別		種 別			
埠頭用	岸壁	防波堤	泊地	水深 (メートル)	延長 (メートル)	面積 (ヘクタール)	水深 (メートル)	延長 (メートル)	面積 (ヘクタール)
一	五	三二〇	五						
一	五	三二〇	五						

- 2 臨港交通施設計画
変更する施設

石 巻		港 区 名		変 更 計 画		既 定 計 画			
岸線		名称		種 別		種 別			
埠頭用	岸壁	防波堤	泊地	水深 (メートル)	延長 (メートル)	面積 (ヘクタール)	水深 (メートル)	延長 (メートル)	面積 (ヘクタール)
一	五	三二〇	五						
一	五	三二〇	五						

- 3 港湾環境整備施設計画
変更する施設

塩釜	中の島	変更計画		既定計画	
		種別	面積(ヘクタール)	種別	面積(ヘクタール)
緑地	三(うち二既設)	緑地	二(既設)		

4 土地利用計画
変更する土地利用計画

港区名	地区名	変更計画		既定計画	
		用途	(面積) (ヘクタール)	用途	(面積) (ヘクタール)
塩釜	中の島	埠頭用地 港湾関連用地 工業用地 都市機能用地 交通機能用地	一(一)	埠頭用地 港湾関連用地 工業用地 都市機能用地 交通機能用地	一(一)
石巻	釜	埠頭用地 港湾関連用地 工業用地 都市機能用地 交通機能用地	三八(三八) 五(五) 三〇二(三〇二) 三三(三三) 六(六)	埠頭用地 港湾関連用地 工業用地 都市機能用地 交通機能用地	三八(三八) 五(五) 三〇二(三〇二) 三三(三三) 六(六)
		合計	三(三)	合計	三(三)

(注) 一 (一) は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に

関連する土地利用計画で内数である。

二 端数処理のため、内訳の和は、必ずしも合計とはならない。

三 今回の変更に係る地区のみ記述した。

二 変更後の港湾計画の縦覧場所

宮城県土木部港湾課(仙台市青葉区本町三丁目八番一号)

宮城県仙台塩釜港湾事務所(仙台市宮城野区港三丁目一番三号)

宮城県石巻港湾事務所(石巻市中島町十七番一)

○宮城県告示第三百六十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第一百五十八条第一項の規定により、宮城県総合運動公園(宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにその周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場)の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十九年三月三十日次のとおり委託した。

平成二十九年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

1 名称

宮城県スポーツ振興財団・同和興業・セントラルスポーツグループ

2 構成員の名称及び所在地

公益財団法人宮城県スポーツ振興財団 宮城県利府町菅谷字館四十番地一

同和興業株式会社 仙台市青葉区一番町四丁目六番一号仙台第一生命タワービルディング

セントラルスポーツ株式会社 東京都中央区新川一丁目二十一番二号

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百六十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第一百五十八条第一項の規定により、宮城県宮城野原公園総合運動場(宮城球場及び駐車場以外の施設)及び駐車場の西側に隣接する県有地の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十九年三月三十日次のとおり委託した。

平成二十九年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団 仙台市青葉区錦町一丁目三番九号

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百六十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第一百五十八条第一項の規定により、宮城県第二総合運動場(宮城県仙南総合プール及び宮城県長沼ポルト場以外の施設)の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十九年三月三十日次のとおり委託した。

平成二十九年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

1 名称

宮城県スポーツ振興財団・ミズノグループ

2 構成員の名称及び所在地

公益財団法人宮城県スポーツ振興財団 宮城郡利府町菅谷字館四十番地一

美津濃株式会社 大阪府大阪市中央区北浜四丁目一番二十三号

ミズノスポーツサービス株式会社 大阪府大阪市中央区北浜四丁目一番二十三号

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 石巻・気仙沼合同庁舎総合情報ネットワーク設定設置業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結の日から平成三十年三月三十日まで

4 履行場所 宮城県石巻市蛇田新沼田地内 石巻合同庁舎ほか

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次の要件を全て満たし、宮城県知事の一般競争入札参加資格審査を受けなければならない。

1 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立て

をしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けていること。

9 次に掲げる全ての認定を有していること。

(一) ISO/IEC27001(情報セキュリティマネジメントシステム規格)の認定を有していること。

(二) ISO9001(品質マネジメントシステム規格)の認定を有していること。

(三) プライバシーマーク制度の認定を有していること。

10 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一三三五)へ平成二十九年四月二十一日(金)午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 郵送又は持参による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県震災復興・企画部情報政策課ネットワーク管理班(担当 三野宮 桂 電話〇二二二二一三三五)

2 入札説明書等の交付期間

平成二十九年四月七日(金)から平成二十九年四月二十日(木)午後五時

3 一般競争入札参加資格審査

(一) 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年四月二十七日(木)から平成二十九年五月十一日(木)午後五時までの間に必要書類を作成の上、電子調達システム、郵送又は持参により提出し、参加資格の審査を受けなければならない。
(二) 開札日までの間において、(一)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期間等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十九年五月十八日(木)午前九時から平成二十九年五月二十二日(月)午後五時まで

(二) 郵送又は持参により入札書を提出する場合

イ 提出期間

(イ) 郵送の場合 平成二十九年五月十八日(木)午前九時から平成二十九年五月二十二日(月)午後五時まで

(ロ) 持参の場合 平成二十九年五月十八日(木)午前九時から平成二十九年五月二十三日(火)午前十時まで

ロ 提出場所 1に同じ

ハ 提出方法 簡易書留郵便又は持参によること。

5 開札の日時及び場所

平成二十九年五月二十三日(火)午前十時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎三階 情報政策課

四 入札に参加することができない者
二に定める資格を有しない者

五 その他

1 使用言語、通貨等 本件の入札、契約、業務に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成四年法律第五十一号)によるものとする。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第九十三条及び第九十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)の規定による。

3 入札の無効 入札に参加する資格のない者及び入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者とした入札並びに「物品調達等に係る競争入札参加心得」(資料三)の第九条に該当する入札は、無効とする。
なお、入札参加資格がある旨確認された者であっても、開札時点において二に掲げる資格のない者とした入札は、無効とする。

4 入札金額 入札書に記載された金額(以下「入札金額」という。)に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「入札価格」という。)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積もった金額)の百分の百に相当する金額を入

札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法

(一) 落札者は、財務規則第百条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(二) 落札となるべき同価格の入札者が二者以上あるときは、電子調達システムの電子くじ機能により落札者を決定する。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

7 契約書の作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Services to Be Procured : Installation of general information networks for Ishinomaki and

Kesennuma Godochosha (Prefectural Joint Government Buildings) (I project)

2 Implementation Term : From contract settlement to March 30, 2018

3 Places of Implementation : Ishinomaki Godochosha (Shin-Nunata, Hebira, Ishinomaki, Miyagi) and other location (s)

4 Deadline and Place of Bid Submission (in person) : May 23, 2017 (Tue), 10 : 00 a.m.

Information Policy Division, Miyagi Prefectural Government Office, 3rd Floor

5 Deadline of Bid Submission (by mail) : May 22, 2017 (Mon), 5 : 00 p.m.

6 Place and Time of Bid Selection : May 23, 2017 (Tue), 10 : 00 a.m. Information Policy Division,

Miyagi Prefectural Government Office, 3rd Floor

7 Contact Information : Kei Sannomiya, Network Management Section, Information Policy

Division, Earthquake Disaster Restoration Policy Planning Department, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku,

Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel.: 022-211-2475

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年四月七日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 柴田郡大河原町金ヶ瀬字川根百六番九、百六番

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地域の名称

- 十、百五十五番三、百五十六番、百五十七番、百五十八番、百五十九番、百六十番、百六十五番、百六十六番、百六十七番、百六十八番、百六十九番、百七十番二、百七十番三、百七十九番一、百七十九番二、百七十九番三、百七十九番四、百八十二番、百八十三番、百八十四番、百八十五番、百八十六番、百八十七番、百八十八番、百八十九番、百九十番二、百九十番三、百九十番七、百九十番十、百九十一番、百九十二番、百九十三番、百九十六番一、百九十六番二、百九十八番三、百九十八番四、百九十八番五、百九十八番六、百九十八番七、百九十八番八、百九十八番九、百九十八番十、百九十八番十一、百八十三番地先の道、百九十一番地先の道、百九十二番地先の道、百七十九番一地先の道、百七十九番三地先の道、百七十九番四地先の道、百八十二番地先の道、百八十六番地先の道、百八十七番地先の道、百九十番七地先の道
- 柴田郡大河原町字新南九十九番地
- 大河原町

選挙管理委員会

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○宮選管告示第三十三号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年四月七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第四選挙運動従事者及び労働者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額の項第四号中「及び専ら」を、「専ら」に改め、「手話通訳のために使用する者」の下に「及び専ら要約筆記のために使用する者」を加える。

附 則

この告示は、平成二十九年四月七日から施行する。

収 用 委 員 会

○宮城県収用委員会告示第18号

国土交通大臣起業の一級河川鳴瀬川水系多田川地区改修工事（右岸：宮城県大崎市三本木蒜袋字古鹿島地内から同市三本木蒜袋字東谷地地内まで）に係る土地収用事件（多田川古川米袋2号事件）について、次のとおり開始する予定としていた審理を中止する。

平成29年4月7日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 日 時 平成29年4月24日（月）午後1時30分から
- 2 場 所 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県行政庁舎9階 第一会議室
- 3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等